

第33回(令和2年度)有機合成化学協会 研究企画賞(研究助成事業)応募募集

本会は研究企画賞と名付けた研究助成事業を制定し、会員から独創的な発想に基づく研究企画を公募しております。

この事業の目的は有機合成化学分野における萌芽的研究(研究企画)に対して、本会が助成事業の運営の主体となって、賛同企業の寄付をもとに賛同企業名(冠)をつけた助成金を贈呈することにあります。従来の研究表彰が“優れた研究成果”に対してなされているのに対して、この助成事業は“優れた研究の芽”に対してなされるのが特徴で、本事業を通して有機合成化学分野における斬新な研究の推進を促し、かつ学会と業界との関係をより密にすることを期待するものです。応募者本人の発案に基づく研究課題をご提案ください。

大学および非営利研究機関に所属する本会普通会員(個人)からの応募、ならびに本事業に賛同する企業(法人)からの参加申し込みを歓迎いたします。

申込先： 本会研究企画賞係あて

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-5 化学会館内 電話03-3292-7621

応募書式： 応募書(研究者用、賛同企業用)は、有機合成化学協会ホームページより書式をダウンロードして、お使い下さい。ホームページアドレス <https://www.ssocj.jp/>

応募締切日： スポンサー企業、研究課題提案(個人)とも9月30日(消印有効) 郵送のみ

助成事業の要点(必読)

近年、応募時に「研究企画賞助成規程」の確認漏れに起因すると思われるトラブルが生じています。応募の際は研究企画賞助成規程を必ず読み、企画の発案者が応募者本人であることや、所属機関の寄付金受け入れ体制などをご確認いただくようお願いいたします。応募書類に不備がある場合は受理いたしません。

1. 応募資格

- 1) 大学または非営利研究機関に所属し、令和2年4月1日現在において、満30歳以上、40歳未満の本会普通会員(個人)。
- 2) これまでに同賞受賞歴がないこと。
- 3) 上司の推薦書を添付のこと。
- 4) 研究終了後半年以内に、その研究成果を当該企業と有機合成化学協会事務局に書面をもって報告すること。

2. 賛同企業の応募料

年間5万円

3. 助成金額

1件50万円

4. 助成件数

今年度の採択件数は未定(昨年度は24件採択)

における優れた萌芽的研究(研究企画)に応募者自ら提案したものに對し、賛同企業の寄付をもとに賛同企業名を冠した有機合成化学協会研究企画賞(以下「企画賞」)をもってその研究を助成する。

第2条 「企画賞」に関わる応募者は、大学または非営利研究機関に所属する本会普通会員(個人)であって、当該年度の4月1日現在において満30歳以上、40歳未満であること。

第3条 助成に要する費用は「企画賞」の主旨に賛同した賛同企業の寄付をもって当て、それぞれに賛同企業の企業名を冠するものとする。

第4条 「企画賞」として受賞者に与えられる研究を遂行するための助成金は1件50万円とし、研究期間は原則として次年度4月1日より2年間とする。

第5条 「企画賞」の募集と選考手続きは次の通りとする。

1. 本会の協会誌等を通して、資格を有する会員から研究企画を公募する。受賞は1回限りとする。また、すでに特定の企業と実質的に共同研究を行っている研究、または特定の企業と特許出願を行っている研究に係る研究企画に応募することはできない。

2. 応募に当たっては推薦人1名の推薦書を提出

研究企画賞助成規程

第1条 本会は定款第4条に基づき有機合成化学分野

する。

- 3.この事業の主旨に賛同する企業を毎年募集する。賛同企業は当該年度を含めて連続3年間応募するものとし、この間、応募料として毎年5万円を本会に納める。
- 4.「企画賞」を選考するために研究企画賞選考委員会(以下選考委員会と略す)を設置する。選考委員会は、委員長と賛同企業より届出のあった選考委員によって構成される。委員長には、前任学界選出副会長がその任にあたる。
- 5.選考委員会は、応募された研究企画(応募者非公開のまま)を基に、受賞者と助成する企業を選考する。選考委員長は選考結果を会長に報告する。会長は選考委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。
- 6.選考委員会の構成員は、研究企画の内容に関する秘密保持誓約書を本会に提出する。

第6条 当該企業は、「企画賞」決定後6か月以内に、助成金を奨学寄付金として受賞者の研究機関に送付する手続きを取る。

第7条 受賞した研究企画は、受賞者名、研究テーマ名、助成企業名を本会の協会誌等に発表する。また、受賞者に対し、賞状を贈呈する。

第8条 受賞者は、2年間の研究期間終了後半年以内に研究報告書を当該企業と有機合成化学協会事務局に提出する。

付 記

1. 本表彰事業の基本的考え方
 - (1)この助成事業の運営主体は有機合成化学協会にある。
 - (2)本事業の運営にあたっては、提案された研究企画の秘密保持に留意するとともに、助成をうけた研究の成果の公表については、いかなる制限もつけてはならない。
 - (3)助成する企業は、助成した研究の成果の利用(活用)について優先権を主張しないことを原則とする。
2. この賞を英文で表わす場合は、以下の通りとする。
(Company's Name) Award in Synthetic Organic Chemistry, Japan

(平成16年 5月24日 理事会改定議決)

(平成27年 1月29日 理事会改定議決)

(平成29年 4月13日 理事会改定議決)